

令和元年5月20日

「営繕工事における週休2日工事」Q&A

Q 1 夏季休暇、年末年始休暇とはどの日をいうのでしょうか。

A 1 夏季休暇、年末年始休暇は次の日をいいます。
・夏季休暇：8月13日～8月15日の3日間
・年末年始休暇：12月29日～1月3日の6日間

Q 2 どの期間において4週8休の休日を確保する必要があるのでしょうか。

A 2 工事期間（※）において4週8休の現場閉所を確保する必要があります。
なお、休日は、2日以上連続する日と定める必要はありません。
※「工事期間」とは「工事着手日」から「工事完成日」までの期間をいいます。

Q 3 対象工事において週休2日を達成した場合、どのような特典があるのでしょうか。

A 3 現場閉所の状況に応じて労務費を補正し、工事請負代金の増額変更を行います。
積算方法等については、「営繕工事における週休2日工事試行要領」の6「工事費等の積算及び変更方法」に記載しております。詳細については各工事の担当者にご確認ください。

Q 4 「工事着手日」はどのように決まるのでしょうか。

A 4 工事着手日は、受注者が現場に継続的に常駐した最初の日となります。
まず、受注者は、契約後工事着手前に提出する「実施工程表」において、現場常駐を開始する日を明記してください。その後、予定どおり現場常駐を開始することで、工事着手日が確定します。実際に現場常駐を開始した日が提出した「実施工程表」と違った場合は、「実施工程表」を修正し、速やかに監督員に提出してください。
なお、受注者が現場常駐を開始する日については、契約後14日以内（県の休日を含む。）を1つの目安として考えております。

Q 5 工期が不足する場合、工期延伸はできるのでしょうか。

A 5 当初の工期については4週8休のほか、天候不良による不稼働日や準備・後片付け期間等も考慮して設定していますが、現場条件等の変動によって生じる不測の日数については、従来どおり発注者へ工期延長協議を行ってください。

【工期延長協議の対象となる工事の例】

- ・作業時間の制限を新たに受けることとなった工事
- ・隣接工区との工程調整が新たに必要となった工事
- ・他機関との調整により作業できない期間が新たに生じた工事など

Q 6 施工途中で週休2日の実施が困難となった場合に実施を取りやめることはできるのでしょうか。

A 6 実施困難となる理由はさまざま考えられますが、実施困難な理由を整理したうえで、監督員と協議をしてください。

なお、どのような理由であっても、実施できなかった場合（4週6休未満となった場合）は、労務費の補正対象とはなりません。

Q 7 試行対象工事を受注し、「週休2日工事」を希望しなかった場合にペナルティーはあるのでしょうか。

A 7 「週休2日工事」を実施しなかった場合においてペナルティーはありません。

Q 8 当日の急な降雨、降雪等により現場閉所とする場合、「休日」に変更できますか。

A 8 「休日」とは、現場での作業を一切行わない日（現場閉所）と定めています。作業する予定日に急な降雨、河川増水等により現場閉所とする場合は、現場作業しない旨を、事前に監督員に連絡していただき、「休日」扱いとします。

Q 9 試行対象工事を受注し、週休2日を実施する工事としたが、4週6休以上を確保できなかった場合にペナルティーはあるのでしょうか。

A 9 4週6休以上（現場閉所率21.4%以上）が達成できなかった場合においても、ペナルティーはありません。

Q 10 4週8休を目標として計画工程表を提出しましたが、閉所状況が4週6休となってしまった場合は、どのようになるのでしょうか。

A 10 閉所状況4週6休の補正の取扱いとします。なお、4週6休を目標として計画工程表が提出され、閉所状況が4週8休であった場合は、4週8休にて補正します。

実際の現場閉所率が、計画と実施で異なった場合は、速やかに監督員と協議をお願いします。

Q 11 試行要領第6の現場閉所率の考え方を教えてください。

A 11 現場閉所日の総日数から、休日として計上できない夏季休暇、年末年始休暇における現場閉所日の日数（以下「対象外日数」とする）を減じた日数を、工事の着手日から工事完成日までの日数から対象外日数を減じた日数で割った率が現場閉所率となります。なお、現場閉所率は、少数第2位以下切り捨てとします。

Q 12 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休2日工事として認められないことになるのでしょうか。

A 12 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、「営繕工事における週休2日工事試行要領」の2（2）対象期間（工事着手日から工事完成日までの期間）に含まないこととしています。

Q 13 土木工事では、週休2日工事の場合、共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）についても補正を行うこととしているが、これらの経費について営繕工事では補正を行わないのはなぜでしょうか。

A 13 営繕工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期に応じて算出することになっており、これらの経費については週休2日（現場閉所）を前提とした工期で設定するため、補正を行いません。

営繕工事における機械経費（賃料）のうち、タワークレーンの賃料については工事ごとの施工条件に即した存置日数による見積りによって計上しており、また、移動可能なホイールクレーンの賃料についてはスポットでの稼働日分

を計上しているため、いずれも週休2日（現場閉所）工事の場合の補正を行いません。

Q 14 週休2日（現場閉所）を実施する場合、中小規模の工事においては現場管理費と一般管理費の更なる引上げが必要ではないのですか。

A 14 現場管理費及び一般管理費等については、工事規模が小さいほど率が大きくなる算定式を用いて費用を算出しております。

また、営繕工事において、現場管理費については工期に応じて算出しており、週休2日（現場閉所）を確保するために設定された工期に応じた費用を計上しています。

Q 15 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのですか。

A 15 週休2日工事において、見積単価は補正係数を用いた補正の対象外としています。

Q 16 週休2日（現場閉所）確保のためには適正な工期設定が必要ではないのですか。

A 16 「営繕工事における週休2日工事試行要領」の7（1）適正な工期の確保に従い、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき適正な工期を設定することとしています。

Q 17 週休2日（現場閉所）とすることで営繕課発注の営繕工事では工期はどのようになるのですか。

A 17 営繕課では、従前より原則として「週休2日」を前提とした工期を設定してきております。週休2日工事においても、「週休2日」を前提とした工期を設定することを基本としています。

Q 18 営繕工事において週休2日を原則化すべきではないのですか。

A 18 営繕課が発注する営繕工事では、地域の実情等により週休2日の工期設定が困難な工事（災害復旧工事等）を除き、原則として週休2日を前提とした工期を設定しています。

Q 19 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や、工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのですか。

A 19 受注者の責によらない事由により工事を実施できない期間と認められる場合は、原則として、受発注者間の協議により「営繕工事における週休2日工事試行要領」の2（2）対象期間から除外する期間を決定します。

なお、受注者の責による工事事故等による工事を実施できない期間は、除外できません。